



ゼロカーボン北海道推進計画の見直しについて (第4回)

令和8年(2026年) 1月30日(金)

北海道環境審議会地球温暖化対策部会

<本日、ご審議いただきたい項目>

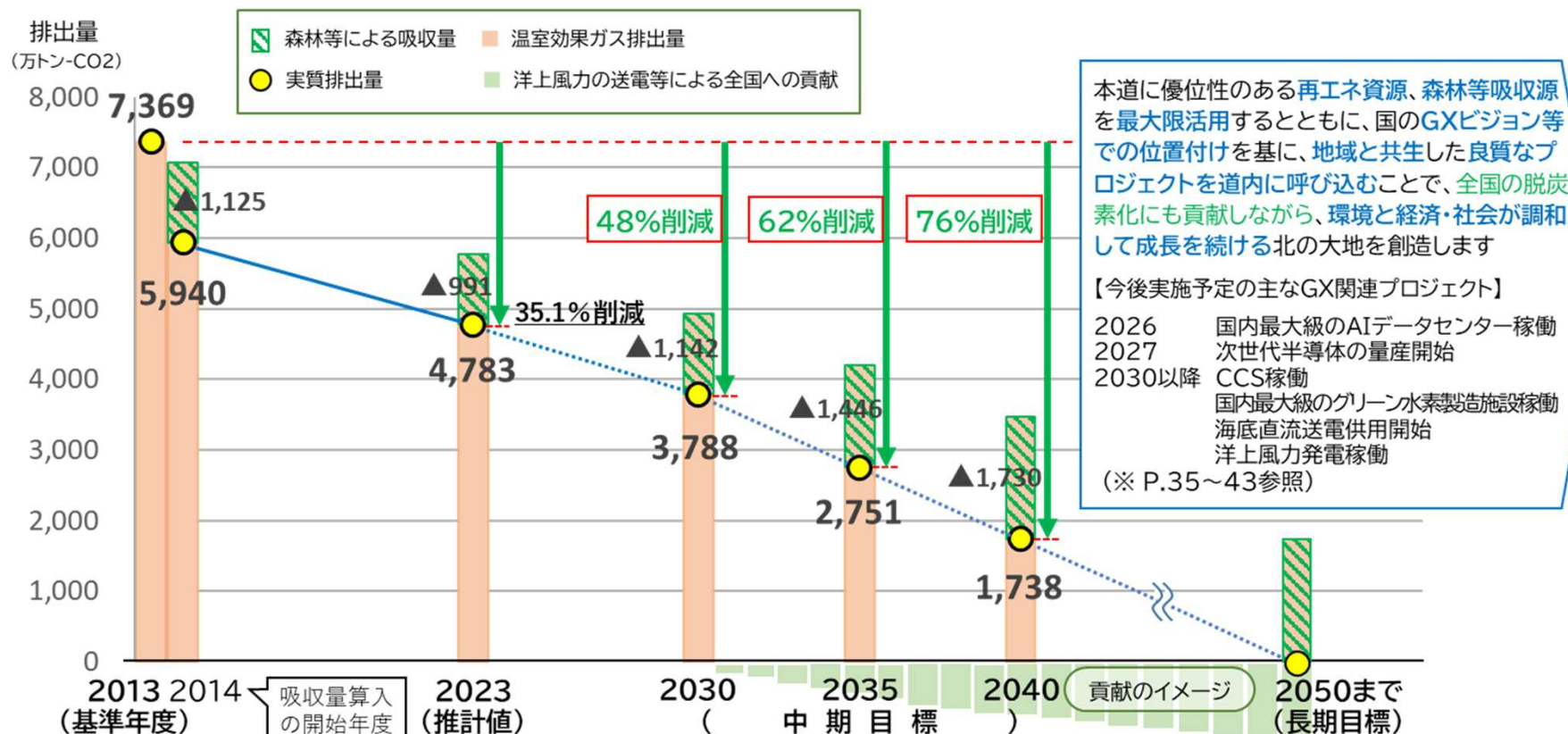
- ゼロカーボン北海道推進計画(第2次)(素案)についての意見募集結果(資料2-1及び2-2を参照)
- ゼロカーボン北海道推進計画(第2次)(案)について
 - ◆ 計画への対応
 - ①長期目標の示し方(再検討)
 - ②泊発電所3号機の再稼働に係る地元同意を踏まえた対応
 - ◆ 素案からの主な修正
 - 「4(3)北海道の現状」(計画本編P9)※資料編P6も同様
 - 「5(1)削減目標」(計画本編P11)
 - 「6 温室効果ガス排出抑制等の対策・施策」(計画本編P14)
 - 「7(1)④再生可能エネルギーと地域との共生」(計画本編P17)

長期目標

2050年までに道内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする
“ゼロカーボン北海道(排出量=吸収量)”の実現

豊かで美しい自然環境を有するこの北の大地を将来の世代に引き継ぎ、
我が国のみならず世界の脱炭素化に貢献する

- ・ 温室効果ガスの排出量と吸収量との間の均衡を保つ(排出量=吸収量)とともに、環境の保全、経済の発展及び道民生活の向上が図られた持続可能で活力あふれる「ゼロカーボン北海道」の実現を目指します。
- ・ 本道の豊かな再エネ資源や森林等吸収源を活かした貢献と可能性を共有し、排出量よりも吸収量が上回る「カーボンネガティブ(排出量<吸収量)」の実現も見据え、取組を進めます。全国の脱炭素化を先導することにより、地域との共生を大前提に、良質なGX産業の集積を図り、豊かで暮らしやすい北海道を創造します。



《経緯(地元同意等)》

- 泊発電所3号機に係る原子炉設置変更許可(新規制基準への適合)[原子力規制委員会]
 - ・ 許可申請日: 平成25年7月8日
 - ・ 許可日 : 令和7年7月30日(審査回数180回)
- 再稼働に向けた政府方針の説明(理解要請)
 - ・ 経済産業大臣からの理解要請:令和7年8月1日
 - ・ 資源エネルギー庁長官からの理解要請:令和7年8月4日
- 地元同意
 - ・ 知事の同意判断:令和7年12月10日
 - 福島第一原発事故の教訓を踏まえた新規制基準に適合していると認められたこと
 - 「泊地域の緊急時対応」が国の原子力防災会議で了承されていること
 - 電気料金の引き下げが見込まれること
 - 安定した電力供給と脱炭素電源の確保により、今後の道内の成長や温室効果ガス削減につながること
 - この時点の判断は、企業が投資判断を行う際の予見性を高め、道内での投資促進や雇用の拡大にもつながること
 - ・ 経済産業大臣に同意の伝達:令和7年12月18日
 - ⇒10項目を要請(このうち、再エネ・GX関連の要請)
 - ・ データセンターなどの道内集積の促進
 - ・ 海底直流送電の早期着工、道民負担の免除
 - ・ 再エネの導入に向けた、地域共生確保のための法整備
- 今後の予定

北電は、防潮堤の建設工事を進めており、令和9年(2027年)早期の再稼働を目指している

《 現行計画・改定素案の表現(原子力発電所) 》

○ 「5 北海道の削減目標」の温室効果ガス排出量の削減イメージ(グラフ)の注釈として、「原子力発電所については、稼働していない現状を踏まえ、考慮していない。」旨 表記(計画本編P.11参照)。

・ 本計画では、原子力発電所が稼働していない現状を踏まえ、削減目標の設定において考慮していません。

《 論点 》

○ 泊発電所3号機が再稼働(北電の見込み:2027年)した場合、削減目標の設定をどのように考えるのか。

《 計画への対応案 》

<基本的な考え方>

- ・ 原子力発電所は国の計画で脱炭素電源と位置づけられており、温室効果ガスの削減効果(3号機再稼働で約年間300万t-CO₂程度)が見込まれる。
- ・ その一方、再稼働した場合には、それに伴う火力や再エネ等の出力抑制の拡大などの状況を踏まえて、温室効果ガスの削減量を検証する必要がある。

<素案からの修正案>

再稼働(2027年度を予定)に伴う再エネの出力抑制などの状況を踏まえ、北海道省エネ・新エネ促進行動計画の見直し検討時期(2030年度)に合わせ、より地域の実情に即した情報を基に削減目標を検証することとし、現行の注釈にその旨追記する(朱書き箇所)。

・ 本計画では、原子力発電所が稼働していない現状を踏まえ、削減目標の設定において考慮していません(稼働した場合には、その状況などを踏まえ、削減目標を検証します)。

■ 本編「5 北海道の削減目標」の削減イメージ(グラフ)の注釈(P.11) (素案朱書き修正)

- ・ 本計画では、原子力発電所が稼働していない現状を踏まえ、削減目標の設定において考慮していません(稼働した場合には、その影響などを踏まえ、削減目標を検証します)。

■ 本編「6 温室効果ガス排出抑制等の対策・施策」の前文(P.14)

本項では、2040年度の中期目標の達成に向けた温室効果ガス排出抑制等の取組の基本方策と、それに沿って特に重点的に進める取組や分野毎の対策・施策を示します。

2040年度までの本計画期間は、2050年までの「ゼロカーボン北海道」の実現に向けて、～(省略)～
なお、「ゼロカーボン北海道」の実現をめざす上で、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に基づく「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」及び「北海道森林吸収源対策推進計画」は、省エネルギーや再生可能エネルギーの開発・導入、森林吸収源の確保といった点で本計画と密接に関係することから、一体で取り組んでいきます。

また、北海道電力泊発電所3号機については、原子力規制委員会において福島第一原発事故の教訓を踏まえた新規制基準に適合していると認められたこと、電力需要の増加が想定される中で安定した電力供給と脱炭素電源の確保により、今後の道内経済の成長や温室効果ガス削減につながることなどから、道民の声、地元4町村長の判断・後志16市町村の意見、道議会の議論などを踏まえ、北海道知事として、当面取り得る現実的な選択と考え、令和7年12月18日、国に対し再稼働への同意を伝えました。

原発は安全性の確保が大前提と考えており、原発の安全の追求に終わりはないとの認識のもと、引き続き、国や北海道電力に対し、対応に万全を期すよう求めていくとともに、道としても防災対策に一層取り組んでいきます。

【参考】大規模太陽光発電事業(メガソーラー)に関する対策パッケージ

(令和7年12月 大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議決定)

大規模太陽光発電事業(メガソーラー)に関する対策パッケージの概要

令和7年12月23日 大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議決定

我が国において、国富流出の抑制やエネルギー安全保障の観点から、再エネを始めとする国産エネルギーの確保が極めて重要。DX・GXの進展によって電力需要の増加が見込まれる中で、産業の競争力強化の観点から、再エネや原子力などを最大限活用していくことが重要。

太陽光発電は、導入が急速に拡大した一方、様々な懸念が発生。地域との共生が図られた望ましい事業は促進する一方で、不適切な事業に対しては厳格に対応する必要がある。関係省庁連携の下、速やかに施策の実行を進める。

1. 不適切事案に対する法的規制の強化等

①自然環境の保護

- ◆ 環境影響評価法・電気事業法：環境影響評価の対象の見直し及び実効性強化【環境省、経済産業省】
- ◆ 種の保存法：生息地等保護区設定の推進、希少種保全に影響を与え得る開発行為について事業者等に対応を求める際の実効性を担保するための措置等を検討【環境省】
- ◆ 文化財保護法：自治体から事業者丁寧に相談対応を行えるよう、助言を行う際の留意事項を整理し、自治体に周知【文部科学省】
- ◆ 自然公園法：湿原環境等の保全強化を図るため、国立公園としての資質を有する近隣地域について釧路湿原国立公園の区域拡張【環境省】

②安全性の確保

- ◆ 森林法：許可条件違反に対する罰則、命令に従わない者の公表等、林地開発許可制度の規律を強化【農林水産省】
- ◆ 電気事業法：太陽光発電設備の設計不備による事故を防止するため、第三者機関が構造に関する技術基準への適合性を確認する仕組みを創設【経済産業省】
- ◆ 太陽光発電システム等のサイバーセキュリティ強化のため、送配電網に接続する機器の「JC-STAR」ラベリング取得の要件化【経済産業省】

③景観の保護

- ◆ 景観法：自治体における景観法活用促進のための景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表【国土交通省、農林水産省、環境省】

※ その他、土地利用規制等に係る区域の適切な設定、開発着手済みの事業に対する関係法令の適切な運用、FIT/FIP認定事業に対する交付金一時停止等の厳格な対応、太陽光パネルの適切な廃棄・リサイクルの確保等を実施。【農林水産省、文部科学省、国土交通省、環境省、経済産業省 等】

2. 地域との取組との連携強化

- ◆ 地方三団体も交えた新たな連携枠組みとして、「再エネ地域共生連絡会議」を設置【経済産業省、環境省、総務省】
- ◆ 景観法：自治体における景観法活用促進のための景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表【国土交通省、農林水産省、環境省】【再掲】
- ◆ 文化財保護法：自治体から事業者丁寧に相談対応を行えるよう、助言を行う際の留意事項を整理し、自治体に周知【文部科学省】【再掲】
- ◆ 地方公共団体の環境影響評価条例との連携促進【環境省】【再掲】
- ◆ 「関係法令違反通報システム」による通報や「再エネGメン」における調査について、非FIT/非FIP事業も対象に追加【経済産業省】

3. 地域共生型への支援の重点化

- ◆ 再エネ賦課金を用いたFIT/FIP制度による支援に関し、2027年度以降の事業用太陽光（地上設置）について廃止を含めて検討【経済産業省】
- ◆ 次世代型太陽電池の開発・導入の強化【経済産業省、環境省、総務省】
- ◆ 屋根設置等の地域共生が図られた導入支援への重点化【経済産業省・環境省・国土交通省・農林水産省】
- ◆ 望ましい営農型太陽光の明確化・不適切な取組への厳格な対応【農林水産省】
- ◆ 国等における電力供給契約について、法令に違反する発電施設で発電された電力の調達を避けるよう、環境配慮契約法基本方針に規定【環境省】
- ◆ 長期安定的な事業継続及び地域との共生を確保する観点から、地域の信頼を得られる責任ある主体への事業集約の促進【経済産業省】